

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年7月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター 秋田市新屋下川原町2番4号

(2) 設置目的

勤労身体障害者等のスポーツの普及振興を図り、もって勤労意欲の高揚と福祉の向上に資する。

(3) 規模等

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、敷地面積9,858.60平方メートル、延床面積1,277.37平方メートル

(4) 主な施設

体育館、トレーニング室及び屋外運動場

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用を通じた勤労身体障害者等のスポーツの普及振興に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 共同事業体の構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要がある。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。

(エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

なお、共同事業体として申請する場合のイからコまでに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出すること。

ア 指定の期間に係るセンターの事業計画書及び年度ごとの収支予算書

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又は

これらに準ずる書類)

- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ 誓約書
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部雇用労働政策課就業支援班（電話018-860-2334）

(3) 提出期限

令和4年9月29日（木）午後5時15分まで（必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県産業労働部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、令和4年10月中（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）により公表する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和4年7月29日（金）から同年9月29日（木）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、210円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

令和4年8月25日（木）午前10時

(2) 場所

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター 秋田市新屋下川原町2番4号

(3) 説明会への参加申込み

説明会への参加を希望する団体は、令和4年8月18日（木）まで、10に電話等で申し込むこと。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生じる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定期間の予算総額は、33,705千円を限度とする。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

(6) 勤労身体障害者等以外の者の利用にかかる利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。

(7) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(8) 詳細は、募集要項による。

10 問合せ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課就業支援班
（電話018-860-2334、ファクシミリ018-860-3833、電子メールアドレスkoyorodo@pref.akita.lg.jp）